

湖西市文化財保存活用地域計画（案）パブリックコメント実施結果

期間：令和7年12月15日（月）から令和8年1月15日（木）まで

意見提出者及び意見の総数：1人（5件）

意見内容については、原文のままご提出いただいた順に掲載しています。

件数	意見の対象部分（ページ）	ご意見	ご意見に対する市の考え方	該当ページ
1	第6章 全般 現状と課題・方針の記載全般	現状と課題・方針の記載全般本章では「～する必要があります」との表現が多用されているが、必要性の指摘にとどまり、実施主体、実施時期、優先順位が明確に示されていない。 本計画はアクションプランと位置付けられている以上、少なくとも主要施策については「誰が、いつまでに、どのように実施するのか」を明示し、計画としての実効性を高めるべきである	ご意見ありがとうございます。 本計画は、文化庁の計画作成指針に基づき作成をしており、第6章は課題について記載する章としているため、実施主体、実施時期、優先順位などの具体的な内容は全て第7章に記載しています。また、同様の理由から「誰が、いつまでに、どのように実施するのか」についても第7章に記載しています。	第7章 P87~90
2	第6章 第1節～第3節 方針と取組の関係性	各方向性において課題と方針は整理されているが、方針が抽象的で、課題解決との因果関係が分かりにくい。 課題ごとに「どの方針で、どの課題を解決するのか」を対応関係として整理し、代替案や優先順位も含めて示すことで、行政計画としての説明責任を果たすべきである。	ご意見ありがとうございます。 本計画は課題を基に方針を設定し、第7章で方針に基づく課題解決のための具体的な取組を設定しました。そのため、課題解決のための具体的な内容は第7章に記載しています。また、「どの方針で、どの課題を解決するのか」や、取組の優先順位についても第7章の取組表に対応整理して記載しています。	第7章 P87~90
3	第2節 進捗管理・見直し方法	進捗管理の実施時期は示されているものの、評価基準や達成度を測る指標（KPI等）が設定されていない。 市民や議会が計画の進捗や成果を客観的に検証できるよう、定量・定性の評価指標を設定し、公表する仕組みを構築すべきである。	ご意見ありがとうございます。 進捗管理について、文化庁の指針は、KPIを用いる方法、取組の表を取組管理表として使用し着手の有無を指標として判断する方法、他の計画等と連動させる方法の3つを示しており、いずれの方法も進捗や成果を客観的に検証できる方法です。文化財保護の取組は定量・定性で図ることができない取組や、着手から達成まで非常に長期間を要する取組が多くあります。また、限られたマンパワーで取組を継続的に進めていく必要があります。これらのこと考慮し、本市は取組管理表を使用し、取組の実施状況点検を行うことで進捗管理を行います。その結果は計画見直しの時期に市民に対して公表します。	P3
4	第7章 取組内容の具体性	取組内容が列挙されているが、既存事業の整理、新規施策の位置付け、予算措置との関係が不明確である。 本計画に基づき新たに実施する取組と、既存事業の継続・強化を区分して整理し、行政内部での実装を想定した記載とすべきである。	ご意見ありがとうございます。 本計画で新たに着手するとした取組と既存の取組は、第7章の取組表中にそれぞれ「新規」「継続」と記載しています。また、本計画に記載の取組は、あくまで今後着手すべきことであり、今後の予算措置は個別に議会へ諮っていきます。そのため、本計画内で具体的な予算措置は記載いたしません。	第7章 P87~90
5	第10章 推進体制・役割分担	官民協働の重要性が示されているが、市、所有者、関係団体、市民それぞれの役割分担や意思決定の流れが不明確である。責任の所在が曖昧なままでは取組が形骸化する恐れがあるため、各主体の役割と責任範囲を明確に示すべきである。	ご意見ありがとうございます。 取組主体や連携主体は、第7章の取組表に記載しています。また、本計画は行政計画ですので、所有者など行政外の主体の責任範囲を明確にすべきものではないと考えるため、計画内では記載しません。	第7章 P87~90